

改正

平成8年12月17日条例第29号

平成14年9月20日条例第27号

平成16年12月14日条例第27号

平成17年3月25日条例第4号

平成20年6月12日条例第20号

平成27年9月28日条例第24号

平成27年12月14日条例第32号

平成29年3月24日条例第5号

令和元年6月13日条例第16号

千歳市個人情報保護条例

目次

第1章 総則（第1条 第5条）

第2章 個人情報の保有等の制限（第6条 第11条）

第3章 個人情報の開示請求等の権利（第12条 第23条）

第4章 救済手続等（第24条 第34条）

第5章 受託者、出資法人、事業者等の規制（第35条 第38条）

第6章 雑則（第39条 第43条）

第7章 罰則（第44条 第48条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、個人情報の開示請求等の権利を保障するとともに、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講じることにより、個人情報を保護し、もって市民の基本的人権を守ることがを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）実施機関 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員

会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長並びに市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

(2) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

(3) 保有個人情報 実施機関の職員（市が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（千歳市情報公開条例（平成5年千歳市条例第14号）第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。

(4) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(5) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

(6) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を同法第26条において準用する場合を含む。第22条において同じ。）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

(7) 事業者 法人その他の団体及び事業を営む個人をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 国の機関

イ 地方公共団体

ウ 独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）

エ 地方独立行政法人

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護について市民及び事業者の意識啓発に努めなければならない。

2 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う基本的人権の侵害防止に努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 すべての市民は、相互に基本的人権を尊重し、個人情報の保護に努めなければならない。

第2章 個人情報の保有等の制限

(取扱いの制限)

第6条 実施機関は、個人情報の取扱いをする場合は、所掌する事務の目的達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

2 実施機関は、次に掲げる事項に関する個人情報の取扱いをしてはならない。ただし、法令若しくは他の条例若しくは実施機関が法律上従う義務を負う国若しくは北海道の機関の指示等(以下「法令等」という。)に基づいて取り扱うとき、又はあらかじめ千歳市情報公開・個人情報保護運営審議会及び千歳市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成20年千歳市条例第20号)第1条第1項の千歳市情報公開・個人情報保護運営審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いた上で正当な行政執行のために必要があると認めて取り扱うときは、この限りでない。

- (1) 人権及び民族
- (2) 思想、信条及び宗教
- (3) 社会的差別の原因となる事実に関する事項

(保有個人情報の登録)

第7条 実施機関は、保有個人情報について、次に掲げる事項を記載した個人情報事務登録簿を備えなければならない。

- (1) 個人情報が記録されている公文書の名称
- (2) 個人情報の取扱目的
- (3) 個人情報の対象者
- (4) 個人情報記録の内容
- (5) 個人情報の管理責任者
- (6) 個人情報の収集方法
- (7) その他規則で定める事項

2 実施機関は、個人情報を新たに保有しようとするときは、あらかじめ個人情報事務登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 3 実施機関は、前項の規定による登録をしたとき、又は登録した事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を審議会に報告しなければならない。この場合において、審議会は、当該事項について意見を述べることができる。
- 4 実施機関は、個人情報事務登録簿に登録した保有個人情報の取扱いを廃止したときは、遅滞なく、当該登録を抹消し、その旨を審議会に報告しなければならない。
- 5 実施機関は、第2項の規定にかかわらず、個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないときは、新たに個人情報を保有し、又は登録した事項を変更した日以後に同項の手続をすることができる。
- 6 実施機関は、個人情報事務登録簿を一般に公表しなければならない。

(収集の制限)

第8条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う目的(以下「取扱目的」という。)を明確にし、適法かつ公正な手段で収集しなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から直接収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等の定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 前各号に定める場合のほか、実施機関が審議会の意見を聴いて正当な行政執行のために必要があると認めたとき。

- 3 本人又はその代理人が申請その他これに類する行為を行った場合は、前項第1号の規定に該当して収集されたものとみなす。

(利用及び提供の制限)

第9条 実施機関は、取扱目的を超えた実施機関内部若しくは実施機関相互における保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)の利用(以下「目的外利用」という。)又は実施機関以外のものへの提供(以下「外部提供」という。)をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等の定めがあるとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(4) 前3号に定める場合のほか、実施機関が審議会の意見を聴いて正当な行政執行のため又は公益上のため必要と認めたとき。

2 実施機関は、保有個人情報の外部提供をする場合においては、当該保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(保有特定個人情報の利用の制限)

第9条の2 実施機関は、取扱目的以外の目的に保有特定個人情報を利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められる場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、取扱目的以外の目的に保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。)を利用することができる。ただし、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められる場合は、この限りでない。

(特定個人情報の提供の制限)

第9条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(適正な維持管理)

第10条 実施機関は、保有個人情報の適正な管理を行うため、保有個人情報の管理責任者を定め、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

(1) 保有個人情報を正確かつ最新なものとすること。

(2) 保有個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止すること。

2 実施機関は、保有個人情報の保有を必要としなくなったときは、確実かつ速やかに、廃棄し、又は消去しなければならない。

(結合及び電子計算機処理の規制)

第11条 実施機関は、法令等の定めがある場合又は公益上の必要があり、かつ、保有個人情報について必要な保護措置が講じられる場合を除き、電子計算組織による保有個人情報の処理又はオンライン結合による保有個人情報の外部提供を行ってはならない。

2 実施機関は、新たに、電子計算組織による保有個人情報の処理を開始しようとするとき、又はオンライン結合による保有個人情報の外部提供を開始しようとするときは、法令等の定めがある場合を除き、あらかじめ審議会の意見を聴かななければならない。その内容を変更しようとするときも、同様とする。

3 実施機関は、前項の電子計算組織による保有個人情報の処理又はオンライン結合による保有個

個人情報の外部提供を終了したときは、遅滞なく、審議会に報告しなければならない。

第3章 個人情報の開示請求等の権利

(自己情報の開示請求権)

第12条 何人も、実施機関に対して、当該実施機関が保有する自己に係る保有個人情報の開示を請求することができる。

2 本人が未成年者若しくは成年被後見人である場合又は特別な理由があると実施機関が認める場合(保有特定個人情報にあっては、本人が未成年者若しくは成年被後見人である場合又は本人の委任がある場合)は、代理人が本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

(保有個人情報の開示義務)

第13条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求をした者(以下この条及び次条において「開示請求者」という。)に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者(前条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)のうち通常他人に知られたくないと認められるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令又は他の条例の規定により、何人でも閲覧することができる情報

イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報

ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する

る情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 開示することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

(5) 市と国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人（市が設立した地方独立行政法人を除く。）その他公共的団体（以下「国等」という。）との間における協議、依頼等により作成し、又は取得した情報であって、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうおそれがあるもの

(6) 市の機関内部若しくは機関相互間又は市と国等との間における審議、検討、協議、調査研究等の意思形成過程に関する情報であって、開示することにより、意思形成に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

(7) 市又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、次に掲げるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関する情報であって、開示することにより、正確な事実の把握を困難にし、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるもの

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関する情報であって、開示することにより、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるもの

ウ 評価、診断、判定、選考、指導、相談等に係る事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

エ 調査研究に係る事務に関する情報であって、開示することにより、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるもの

オ アからエまでに掲げるもののほか、事務又は事業の性質上、開示することにより、当該事務又は事業の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

(8) 法令等の定めにより、開示することができないと認められる情報

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に、不開示情報が含まれている場合において、不開

示情報に該当する部分を容易に分離することができ、かつ、当該分離により請求の趣旨が損なわれないと認めるときは、その部分を除いて当該保有個人情報の開示をしなければならない。

(裁量的開示)

第14条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第15条 実施機関は、開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

2 実施機関は、前項の規定により開示請求を拒否したときは、速やかに審議会に報告しなければならない。

(訂正請求権)

第16条 何人も、自己に係る保有個人情報(第19条第1項の決定に基づき開示を受けたものに限る。次条第1項において同じ。)について事実の記録に誤りがあると思料するときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対して、その訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。

2 前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

3 実施機関は、訂正請求があったときは、次に掲げる場合を除き、当該誤りを訂正しなければならない。

(1) 訂正につき、法令等の定めがあるとき。

(2) 実施機関に訂正の権限がないとき。

4 第12条第2項の規定は、訂正請求について準用する。

(利用停止請求権)

第17条 何人も、自己に係る保有個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)について次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対して、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 次のいずれかに該当するとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

ア 当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき。

- イ 第6条第1項の規定に違反して保有されているとき。
- ウ 第9条第1項又は第9条の2の規定に違反して利用されているとき。
- エ 番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。
- オ 番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき。

(2) 第9条第1項若しくは第2項、第9条の3又は第11条第1項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

- 2 前項の規定による保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止の請求（以下「利用停止請求」という。）は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。
- 3 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。
- 4 第12条第2項の規定は、利用停止請求について準用する。

（開示等の請求手続）

第18条 開示請求、訂正請求又は利用停止請求をしようとする者（以下「請求者」という。）は、実施機関に対して、本人であること（第12条第2項に規定する場合において、代理人が本人に代わって請求をする場合にあつては、当該請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を明らかにして、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 請求者の氏名及び住所（代理人が法人である場合にあつては、その商号又は名称及び主たる事務所又は本店の所在地並びにその代表者の氏名）
- (2) 請求に係る個人情報の内容
- (3) 訂正請求については、当該訂正を求める箇所及び訂正の内容
- (4) 利用停止請求については、当該利用停止を求める保有個人情報並びに請求の趣旨及び理由
- (5) その他規則で定める事項

- 2 実施機関は、前項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、同項の請求をした者（以下「請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、当該請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければ

ならない。

(請求に対する決定等)

第19条 実施機関は、前条の請求書の提出があったときは、提出があった日の翌日から起算して14日(同条第2項の規定により補正を求めたときは、当該補正に要した期間を除く。)以内に当該請求に応ずるか否かを決定し、速やかに決定の内容を請求者に書面で通知しなければならない。

2 実施機関は、前項の決定が当該請求の全部又は一部に応じない旨のものであるときは、その理由を前項の書面に記載しなければならない。この場合において、開示しないことと決定した保有個人情報が期間の経過により開示することができるようになることが明示できるときは、その旨を併せて記載するものとする。

3 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、同項の期間をその満了する日の翌日から起算して30日を限度として延長することができる。この場合において実施機関は、請求者に対し、延長する期間及びその理由を書面により速やかに通知しなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第20条 開示請求に係る保有個人情報に市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び本人以外の者(以下この条及び第24条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示請求に係る前条第1項の決定(以下「開示決定等」という。)をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定(以下「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第13条第1項第2号ウ又は同項第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第14条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、

開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第24条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第21条 保有個人情報の開示は、実施機関があらかじめ指定する日時及び場所において行う。

2 保有個人情報の開示は、請求に係る保有個人情報が文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときは視聴その他実施機関が指定する方法により行う。

3 実施機関は、保有個人情報が記録されている文書又は図画を閲覧の方法により開示する場合において、当該文書又は図画が汚損し、又は破損するおそれがあると認めるとき、第13条第2項の規定により開示するときその他相当の理由があるときは、当該文書又は図画を複写したものにより開示することができる。

(訂正請求等に対する措置)

第22条 実施機関は、第19条第1項の規定により保有個人情報の訂正又は利用停止をする旨の決定をしたときは、速やかに当該保有個人情報の訂正又は利用停止をしなければならない。この場合において、実施機関は、その旨を本人及び当該保有個人情報の目的外利用等をしようとしているもの又は現にしているもの(情報提供等記録の訂正をする旨の決定をした場合にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る同法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))に通知するとともに、必要な措置を講じなければならない。

(費用の負担)

第23条 この条例の規定による保有個人情報の閲覧、視聴、訂正又は利用停止については、無料とする。

2 第21条第2項の規定により保有個人情報の写しを交付する場合における当該写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。

第4章 救済手続等

(救済手続)

第24条 第19条第1項の決定又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に不服の

ある者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定による審査請求をすることができる。

2 前項の審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき審査庁は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、千歳市情報公開・個人情報保護運営審議会及び千歳市情報公開・個人情報保護審査会条例第1条第2項の千歳市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されているときを除く。

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとするとき。

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとするとき。

3 前項の審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。

4 第2項の規定により諮問をした審査庁（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び第6項第2号において同じ。）

(2) 請求者（その者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

5 諮問庁は、第2項の諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、同項の審査請求についての裁決を行うものとする。

6 第20条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第25条から第34条まで 削除

第5章 受託者、出資法人、事業者等の規制

(委託の制限)

第35条 実施機関は、新たに個人情報の処理を事業者に委託しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くとともに、次に掲げる事項を第7条に規定する個人情報事務登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 委託業務の名称
- (2) 委託先
- (3) 委託する個人情報の項目
- (4) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、前項の規定により登録した委託業務を終了したときは、遅滞なく、当該委託業務に係る登録を抹消し、その旨を審議会に報告しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定にかかわらず、個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないときは、新たに個人情報の処理を事業者に委託し、又は登録した事項を変更した日以後に同項の手続をすることができる。

4 実施機関は、個人情報の処理を委託するときは、委託を受けた者(以下「受託者」という。)に対し、個人情報について必要な保護措置を講じさせなければならない。

5 第10条の規定は、受託者(その者から委託を受けた者(2以上の段階にわたる委託を受けた者を含む。))を含む。)が当該委託を受けた業務(以下「受託業務」という。)を行う場合について準用する。

6 第3条第2項の規定は、受託業務に従事している者又は従事していた者について準用する。

(出資法人の責務)

第36条 市が出資する法人で規則で定めるものは、個人情報の適正な取扱いを確保するため、実施機関に準じた保護措置を講ずるものとする。

第37条 削除

(指定管理者に関する措置)

第38条 指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)が同法第244条第1項の施設(以下「公の施設」という。)の管理を行うに当たって個人情報を取り扱う場合については、第2章、第35条及び次条第1項の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第6条第2項ただし書	実施機関が	実施機関及び指定管理者が
	あらかじめ	当該指定管理者を指定した実施機関（以下「指定実施機関」という。）を通じて、あらかじめ
第7条第1項各号列記以外の部分	備えなければ	指定実施機関に提出しなければ
第7条第1項第1号	公文書	文書等
第7条第2項	あらかじめ	指定実施機関を通じて、あらかじめ
第7条第3項及び第4項	遅滞なく	指定実施機関を通じて、遅滞なく
第7条第6項	個人情報事務登録簿	指定実施機関を通じて、個人情報事務登録簿
第8条第2項第5号	実施機関	指定実施機関
第9条第1項各号列記以外の部分	実施機関内部若しくは実施機関相互	当該指定管理者内部
	実施機関以外	指定実施機関以外
第9条第1項第4号	実施機関	指定実施機関
第11条第2項	あらかじめ	指定実施機関を通じて、あらかじめ
第11条第3項	遅滞なく	指定実施機関を通じて、遅滞なく
第35条第1項各号列記以外の部分	あらかじめ	指定実施機関を通じて、あらかじめ
第35条第1項第4号	実施機関	指定実施機関
第35条第2項	遅滞なく	指定実施機関を通じて、遅滞なく
第39条第1項	実施機関は、実施機関	指定実施機関及び指定管理者は、当該指定管理者

2 前項に規定する場合において、実施機関が指定管理者の取り扱う個人情報について、第6条第2項、第8条第2項第5号、第9条第1項第4号、第11条第2項又は第35条第1項の規定により既に審議会の意見を聴いているときは、前項の規定により読み替えて準用するこれらの規定により審議会の意見を聴いたものとみなす。

3 第1項に規定する場合における第2条第3号及び第5号、第3章、第24条並びに第7章の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条第3号	実施機関	指定管理者
	職務上	市の公の施設の管理を行うに当たって職務上
	公文書（千歳市情報公開条例（平成5年千歳市条例第14号）第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。）	文書等（文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）をいう。以下同じ。）
第2条第5号	実施機関	指定管理者
	職務上	市の公の施設の管理を行うに当たって職務上
	公文書	文書等
第12条第1項	実施機関に	指定実施機関に
	当該実施機関	当該指定実施機関の指定した指定管理者
第12条第2項	実施機関	指定実施機関
第13条第1項各号列記以外の部分	開示請求に係る保有個人情報	指定管理者から開示請求に係る保有個人情報の提供を受け、当該保有個人情報
第13条第1項第3号イ	実施機関	指定管理者
第13条第1項第5号	市	市（指定管理者を含む。以下この項において同じ。）
第13条第1項第7号	事業に	事業（指定管理者にあつては、公の施設の管理に係るものに限る。）に
第16条第1項	保有する実施機関	開示した指定実施機関
第16条第3項各号列記以外の部分	を訂正しなければ	の訂正を指定管理者に行わせなければ
第16条第3項第2号	実施機関	指定管理者

第17条第1項各号列記以外の部分	保有する実施機関	開示した指定実施機関
第17条第1項第1号ア	実施機関	指定管理者
第17条第1項第1号イ	第6条第1項	第38条第1項において読み替えて準用する第6条第1項
第17条第1項第1号ウ	第9条第1項	第38条第1項において読み替えて準用する第9条第1項
	第9条の2	第38条第1項において読み替えて準用する第9条の2
第17条第1項第2号	第9条第1項若しくは第2項	第38条第1項において読み替えて準用する第9条第1項若しくは第2項
	第9条の3	第38条第1項において読み替えて準用する第9条の3
	第11条第1項	第38条第1項において読み替えて準用する第11条第1項
第17条第3項	当該実施機関	指定管理者
	しなければ	指定管理者に行わせなければ
	利用停止をする	利用停止を指定管理者に行わせる
第18条第1項及び第2項	実施機関	指定実施機関
第22条	利用停止をする	利用停止を指定管理者に行わせる
	利用停止をしなければ	利用停止を当該指定管理者に行わせなければ
第24条第2項第3号	訂正をする	訂正を指定管理者に行わせる
第24条第2項第4号	利用停止をする	利用停止を指定管理者に行わせる
第24条第4項	次に掲げる者	次に掲げる者及び指定管理者
第44条	保有個人情報	保有個人情報（第38条第3項の規定により読み替えられた第2条第3号の保有個人情報

		報をいう。次条及び第48条において同じ。)
--	--	-----------------------

第6章 雑則

(苦情処理)

第39条 実施機関は、実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いに関する市民の苦情及び相談について、苦情の処理のあつせんその他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等への協力要請)

第40条 市長は、個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国及び他の地方公共団体に対して、適正な措置を講ずるよう要請するものとする。

(運用状況の公表)

第41条 市長は、毎年度、この条例の運用状況について、一般に公表するものとする。

(他の法令等との調整等)

第42条 法令等により保有個人情報の開示（保有特定個人情報の開示を除く。）、訂正又は利用停止についての手続が別に定められている場合は、当該法令等に定めるところによる。

2 図書館その他これに類する市の施設において、市民の利用に供することを目的として保有している個人情報については、この条例は適用しない。

(委任)

第43条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

第7章 罰則

第44条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は受託業務若しくは指定管理者が行う市の公の施設の管理に係る事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル（一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をいう。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第45条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第46条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第47条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第48条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成7年10月1日から施行する。ただし、第20条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に実施機関が行っている個人情報取扱事務の届出については、第7条第2項中「個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ当該個人情報取扱事務について」とあるのは「現に行われている個人情報取扱事務について」と読み替えて同項の規定を適用する。

3 この条例の施行の際、現に実施機関が保有している個人情報については、第6条及び第8条の規定による手続きを経たものとみなす。

4 この条例の施行の際、現に実施機関が事業者に委託している個人情報の処理業務については、第21条第1項中「新たに個人情報の処理を事業者に委託しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「現に事業者に委託している個人情報の処理業務について」と読み替えて同項の規定を適用する。

附 則（平成8年12月17日条例第29号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成14年9月20日条例第27号）

この条例は、平成15年1月1日から施行する。

附 則（平成16年12月14日条例第27号）

（施行期日）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の千歳市個人情報保護条例（以下「改正前の条例」という。）の規定によりなされた請求、処分、手続その他の行為（是正の請求に係る行為を除く。）は、この条例による改正後の千歳市個人情報保護条例の相当規定に基づいてなされた請求、処分、手続その他の行為とみなす。

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の条例第13条第3項の規定によりなされた是正の請求であって、施行日において処理が終わっていないものについては、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月25日条例第4号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした第2条の規定による改正前の千歳市個人情報保護条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成20年6月12日条例第20号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（千歳市個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置）

8 この条例の施行の際、現に第3項の規定による改正前の千歳市個人情報保護条例（以下「旧個人情報保護条例」という。）の規定により既に千歳市個人情報保護運営審議会の意見を聴いているものは、同項の規定による改正後の千歳市個人情報保護条例（以下「新個人情報保護条例」という。）の相当規定に基づいて千歳市情報公開・個人情報保護運営審議会の意見を聴いたものとみなす。

9 この条例の施行の際、現に旧個人情報保護条例第24条第2項の規定により千歳市個人情報保護

審査会に諮問している不服申立ては、新個人情報保護条例第24条第2項の規定により千歳市情報公開・個人情報保護審査会に諮問している不服申立てとみなす。

- 10 施行日前に旧個人情報保護条例第24条第4項の規定により千歳市個人情報保護審査会から答申があった不服申立てであって、施行日において当該不服申立てについて決定又は裁決がされていないものに係る新個人情報保護条例第24条第4項の規定の適用については、旧個人情報保護条例第24条第4項に規定する千歳市個人情報保護審査会の答申を新個人情報保護条例第24条第4項に規定する千歳市情報公開・個人情報保護審査会の答申とみなす。
- 11 この条例の施行の際、現に旧個人情報保護条例第30条第2項の規定により個人情報保護制度の運営に関する重要事項について千歳市個人情報保護運営審議会に諮問しているものは、この条例第2条第1項の規定により千歳市情報公開・個人情報保護運営審議会に諮問しているものとみなす。
- 12 旧個人情報保護条例第28条第2項の千歳市個人情報保護審査会の委員であった者に係る職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 13 旧個人情報保護条例第33条の千歳市個人情報保護運営審議会の委員であった者に係る職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
(委員の任期に関する経過措置)
- 14 この条例の施行の際、現に旧個人情報保護条例第25条の千歳市個人情報保護審査会(以下この項において「旧審査会」という。)の委員の職にある者は、この条例第1条第2項の千歳市情報公開・個人情報保護審査会の委員とみなし、その任期は、旧審査会の委員となった日から起算する。
- 15 この条例の施行の際、現に旧個人情報保護条例第30条の千歳市個人情報保護運営審議会(以下この項において「旧審議会」という。)の委員の職にある者は、この条例第1条第1項の千歳市情報公開・個人情報保護運営審議会の委員とみなし、その任期は、旧審議会の委員となった日から起算する。

附 則(平成27年9月28日条例第24号)

この条例は、平成27年10月5日から施行する。

附 則(平成27年12月14日条例第32号)

(施行期日)

- 1 この条例は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条中千歳市個人情報保護条例第10条第1項第2号及び第18条第1項第1号の改正規定
公布の日

(2) 第2条中千歳市個人情報保護条例第17条第1項第1号才の改正規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日

(3) 第2条中千歳市個人情報保護条例第2条第7号才の改正規定 個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）の施行の日

（経過措置）

2 処分又は不作為に関する不服申立てであって、この条例の施行の日前にされた処分又は同日前にされた申請に係る不作為に関するものについては、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月24日条例第5号）

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

附 則（令和元年6月13日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の千歳市情報公開条例第2条及び第9条の規定並びに第2条の規定による改正後の千歳市個人情報保護条例第2条及び第13条の規定は、平成31年4月1日から適用する。